

# 社会福祉法人桜香福祉会 こぎくら保育園 役員等報酬規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜香福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員とは理事および監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、本法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務執行の対価として、次の通り報酬を支払うことができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び支給の辞退を申し出たものに対しては、報酬等を支給しない。

- (1) 役員報酬
- (2) 評議員報酬

## (報酬等の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額および総額は、別表1に定める額とする。

- 2 評議員に対する報酬の額および総額は、別表2に定める額とする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 役員等には、理事会及び評議員会への出席、監事監査の実施、その他法人の施設運営のための業務にあたった場合は、報酬等を支払うことができる。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

## (費用)

第6条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、本法人の旅費規程に基づいて旅費を支給することができる。

2 役員等が、業務遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、本法人の旅費規定に基づいて当該費用を支給することができる。

(公表)

第7条 本法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

この規程は、平成30年4月1日から実施する。(第4条)

別表1（役員の報酬および総額）

(1) 理事

	日額
理事会出席報酬等	5,000円
その他、法人の施設運営のための業務にあたった場合	5,000円

(2) 監事

	日額
監事監査の実施	5,000円
理事会出席報酬等	5,000円
その他、法人の施設運営のための業務にあたった場合	5,000円

(3) 役員の報酬の総額

	総額
理事の各年度の報酬の総額	220,000円 を超えない範囲
監事の各年度の報酬の総額	80,000円 を超えない範囲

別表2（評議員の報酬および総額）

(1) 評議員

	日額
評議員会出席報酬等	5,000円
その他、法人の施設運営のための業務にあたった場合	5,000円

(2) 評議員の報酬の総額

	総額
評議員の各年度の報酬の総額	150,000円 を超えない範囲